

変更前	変更後
<p>本文</p> <p>4 地域再生計画の意義及び目標</p> <p>(3) ものづくり産業活性化のための取り組み</p> <p>企業立地環境の整備と企業誘致</p> <p>諸外国を含めた地域間競争に対応するため、立地環境の整備や企業立地助成制度の拡充・強化などに取り組み、大手電気メーカーの最先端システムL S I工場の立地が決定したところであるが、今後とも、市町村等と連携し、工業団地の紹介にとどまらず個別の企業の要望に応じた事業用地の確保・斡旋や新たなニーズに応じた助成制度の見直し、立地環境の整備、優秀な人材の確保、技術力のある取引先の斡旋など、進出企業から操業まできめ細かく対応する「オーダーメイドの企業立地支援」に努め、積極的な企業誘致に取り組む。</p>	<p>本文</p> <p>4 地域再生計画の意義及び目標</p> <p>(3) ものづくり産業活性化のための取り組み</p> <p>企業立地環境の整備と企業誘致</p> <p>諸外国を含めた地域間競争に対応するため、立地環境の整備や企業立地助成制度の拡充・強化などに取り組み、大手電気メーカーの最先端システムL S I工場の立地が決定したところであるが、今後とも、市町村等と連携し、工業団地の紹介にとどまらず個別の企業の要望に応じた事業用地の確保・斡旋や新たなニーズに応じた助成制度の見直し、<u>(削除)</u> 優秀な人材の確保、技術力のある取引先の斡旋など、進出企業から操業まできめ細かく対応する「オーダーメイドの企業立地支援」に努め、積極的な企業誘致に取り組む。<u>さらに、支援措置を活用し、企業の立地環境の整備につなげる。</u></p> <p><u>・「下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化」により、未利用下水道用地を国庫補助金返還の上転用することによって企業の立地を促進し、本県の工業を牽引してきたが近年落ち込みが見られる工業都市である高岡市における「ものづくり産業」の活性化を促進する。さらに、この取り組みを梃子として、全県域における立地企業の活性化と「ものづくり産業」の活性化につながることを期待される。</u></p>
<p>6 講じようとする支援措置の番号及び名称</p> <p>211005 研究開発補助金で取得した機械装置の転用</p> <p>211013 研究開発補助金のテストピースなどの保管規定の廃止</p> <p>211020 知的財産の活用による地域産業の活性化</p>	<p>6 講じようとする支援措置の番号及び名称</p> <p>211005 研究開発補助金で取得した機械装置の転用</p> <p>211013 研究開発補助金のテストピースなどの保管規定の廃止</p> <p>211020 知的財産の活用による地域産業の活性化</p> <p><u>11201 下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化</u></p>

変更前	変更後
	<p style="text-align: right;">別紙4 - 1</p> <p>1 支援措置の番号及び名称 番号：11201（地域限定：国土交通省所管） 名称：下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化</p> <p>2 支援措置を受けようとする者 県</p> <p>3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容 ものづくり産業活性化のため、県では市町村等と連携し、オーダーメイドの企業立地支援として、企業進出支援から立地環境の整備まできめ細かく対応してきている。</p> <p>当該支援措置を受けようとしている施設が所在する高岡市の二上地区は、明治期より開発が始められた県内有数の工業地帯で、現在も日本を代表する重化学工業企業が数多く立地しているが、企業の海外進出による生産の空洞化などを背景に、近年、企業活動は停滞ぎみで、県内のものづくり産業の発展のためには同地域及び高岡市の活性化が喫緊の課題となっている。</p> <p>高岡市の現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市の概要 人口約17万人を有する本県第2の都市で、日本海側有数の工業都市として本県経済を牽引してきた。 ・製造品出荷額等 平成2年までは、製造品出荷額等の県全体に占める割合は第1位であったが、平成3年以降は富山市に次ぐ第2位となっている。 製造品出荷額等の県内シェア 平成元年：23.6%、平成5年：19.9%、平成14年：15.5% <p>一方、小矢部川流域下水道については、昭和50年に都市計画決定、昭和56年に下水道事業認可を受け、昭和57年から幹線管渠建設工事に着手された。今回当該支援措置を受けようとしている「二上浄化センター」については、昭和58年に建設に着手し、昭和63年3月に供用を開始し、現在、6系列中2系列の水処理施設が稼働している。一方、将来的に行う水処理の高度化処理のための拡張用地を確保してきたが、水処理技術の進歩に伴い、拡張用地が不要となったところである。</p> <p>このようなことから、当該支援措置により下水道事業用の公用財産から県の一般会計で管理する企業振興用の普通財産に転用し、未利用下水道用地の有効活用を図るとともに企業の立地環境の整備につなげる。さらにこの取り組みをテコとして、全県域における立地企業の活性化とものづくり産業の活性化につなげるものである。</p>

変更前	変更後																		
	<p style="text-align: right;">別紙 4 - 2</p> <p style="text-align: center;">支援措置を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 (富山県ものづくり産業活性化計画)</p> <p>特定事業：下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化</p> <table border="1" data-bbox="1149 512 2078 1294"> <tr> <td data-bbox="1149 512 1422 560">一、補助事業の名称</td> <td data-bbox="1422 512 2078 560">都市・地域整備局所管国庫補助事業（流域下水道）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 560 1422 635">二、目的外に使用する物件</td> <td data-bbox="1422 560 2078 635">小矢部川流域下水道二上浄化センターの未利用地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 635 1422 751">三、所在地、数量及び取得年度</td> <td data-bbox="1422 635 2078 751">所在地：高岡市二上字梅田 3 1 3 の 3 面積：5 7 7 0 . 8 1 m² 取得年度：平成 9 年度、平成 1 4 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 751 1422 1002">四、目的外に使用する期間、状況、理由</td> <td data-bbox="1422 751 2078 1002">目的外使用の方法：転用 状況：下水道事業用の公用財産 理由：水処理技術の進歩に伴い高度処理に必要な面積が縮小したことによって発生した当該未利用地について、有効活用と企業立地環境の整備を目的に隣接企業への売却のため、国庫補助金返還の上、県の一般会計で管理する普通財産に転用するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1002 1422 1050">五、使用上の管理方法</td> <td data-bbox="1422 1002 2078 1050">浄化センターとの境界にフェンスを設置し、区分する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1050 1422 1114">六、目的外に使用する物件等の設置年月日</td> <td data-bbox="1422 1050 2078 1114">平成 9 年 1 2 月 2 4 日、平成 1 4 年 6 月 2 6 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1114 1422 1225">七、有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額</td> <td data-bbox="1422 1114 2078 1225">金 9 0 , 7 9 1 , 7 6 6 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1225 1422 1257">八、添付書類</td> <td data-bbox="1422 1225 2078 1257">位置図</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1257 1422 1294">九、特記事項</td> <td data-bbox="1422 1257 2078 1294">なし</td> </tr> </table>	一、補助事業の名称	都市・地域整備局所管国庫補助事業（流域下水道）	二、目的外に使用する物件	小矢部川流域下水道二上浄化センターの未利用地	三、所在地、数量及び取得年度	所在地：高岡市二上字梅田 3 1 3 の 3 面積：5 7 7 0 . 8 1 m ² 取得年度：平成 9 年度、平成 1 4 年度	四、目的外に使用する期間、状況、理由	目的外使用の方法：転用 状況：下水道事業用の公用財産 理由：水処理技術の進歩に伴い高度処理に必要な面積が縮小したことによって発生した当該未利用地について、有効活用と企業立地環境の整備を目的に隣接企業への売却のため、国庫補助金返還の上、県の一般会計で管理する普通財産に転用するもの。	五、使用上の管理方法	浄化センターとの境界にフェンスを設置し、区分する。	六、目的外に使用する物件等の設置年月日	平成 9 年 1 2 月 2 4 日、平成 1 4 年 6 月 2 6 日	七、有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額	金 9 0 , 7 9 1 , 7 6 6 円	八、添付書類	位置図	九、特記事項	なし
一、補助事業の名称	都市・地域整備局所管国庫補助事業（流域下水道）																		
二、目的外に使用する物件	小矢部川流域下水道二上浄化センターの未利用地																		
三、所在地、数量及び取得年度	所在地：高岡市二上字梅田 3 1 3 の 3 面積：5 7 7 0 . 8 1 m ² 取得年度：平成 9 年度、平成 1 4 年度																		
四、目的外に使用する期間、状況、理由	目的外使用の方法：転用 状況：下水道事業用の公用財産 理由：水処理技術の進歩に伴い高度処理に必要な面積が縮小したことによって発生した当該未利用地について、有効活用と企業立地環境の整備を目的に隣接企業への売却のため、国庫補助金返還の上、県の一般会計で管理する普通財産に転用するもの。																		
五、使用上の管理方法	浄化センターとの境界にフェンスを設置し、区分する。																		
六、目的外に使用する物件等の設置年月日	平成 9 年 1 2 月 2 4 日、平成 1 4 年 6 月 2 6 日																		
七、有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額	金 9 0 , 7 9 1 , 7 6 6 円																		
八、添付書類	位置図																		
九、特記事項	なし																		